

令和4年(2022年)9月12日

保護者の皆様へ

小田原市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて（お知らせ）

日頃から本市の学校運営にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この度、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて通知がありましたので、お知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の患者の療養期間が、**10日間から7日間に見直されました。**

この見直しについては、令和4年9月7日から適用され、同日時点で患者であるお子様にも適用となります。そのため、医療機関等から10日間の療養期間を指示されている場合でも、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から登校できることになりましたので、お子様の療養期間が短縮される場合は登校日について学校にご連絡ください（当初の10日間の療養を希望する場合も含む。）。

また、無症状（無症状病原体保有者）の場合には、これまでは7日間の療養期間でしたが、発症日から5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目から登校することができますので、検査の結果を学校に連絡してから登校してくださるようお願いします。

＜新型コロナウイルス感染症患者の療養期間＞ 厚生労働省事務連絡抜粋

1 有症状者

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
- ・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

2 無症状者(無症状病原体保有者)

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする（従来から変更なし）
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動をお願いします。

問い合わせ先
学校安全課 33-1691